

令和5年分の確定申告期間は2月16日(金)から 3月15日(金)です。準備はお早めに！

問 税務課(東庁舎)
TEL71-2319 FAX72-2460

確定申告相談日程

税務署や市の申告相談会場は大変混雑します。申告相談会場に行く前に、申告に必要な書類を十分に確認しておいてください。

- 受付時間 午前9時15分～午後3時
- 受付人数 各日120人(インターネット予約分を含む)
- ※予定人数に達した場合、受付時間内でも受付を締め切ります。
- ※受付状況などに関して、各会場へ直接問い合わせをしないようにお願いします。
- ※予約はインターネットのみで受付をします。予約方法は広報こなん2月号でお知らせします。予約枠には限りがあります。予約のない人は例年通り先着順での受付となります。
- なお、電話での予約はできません。



相談日	会場	相談日	会場
2月16日 金	菩提寺まちづくりセンター (菩提寺西四丁目2番12号)	3月4日 月	市民学習交流センター (サンヒルズ甲西) (西峰町1番地1)
2月19日 月		3月5日 火	
2月20日 火		3月6日 水	
2月21日 水		3月7日 木	
2月26日 月	西庁舎 (石部中央一丁目1番1号)	3月11日 月	共同福祉施設 (サンライフ甲西) (中央一丁目1番地1)
2月27日 火		3月12日 火	
2月28日 水		3月13日 水	
2月29日 木		3月14日 木	

- ※例年、各会場の初日および2日目は大変混み合います。
- ※税務課(東庁舎)・市民課分室(西庁舎)での申告相談は行っていません。
- ※事業所得や不動産所得、農業所得を申告する場合は、収支内訳書が必要です。初めて申告する人で作成方法が分からない人は、事前に税理士や税務署などに相談してください。

申告に必要な書類など

<一般的なもの>

- ・収入がわかる書類
(源泉徴収票、事業・農業・不動産の収支内訳書、配当や個人年金、満期返戻金などの支払通知書)
- ・利用者識別番号が記載されたハガキなどが税務署から送付されている人は、その書類一式
- ・本人名義の預貯金口座番号などが分かるもの
- ・マイナンバーカード(お持ちでない人は、通知カードと運転免許証・健康保険証などの本人確認書類)

<控除に必要なもの>

- ・令和5年中に支払った保険料などの控除証明書や医療費控除の明細書、障害者手帳など、各控除を証明するもの

次の人は税務署の申告会場で確定申告を！

- ・確定申告書の控えに受付印が必要
- ・令和5年分以外の確定申告をする
- ・不動産や株式などの譲渡所得や退職所得がある
- ・収支内訳書の内容の相談や青色申告をする
- ・亡くなった人の申告をする
- ・申告分離課税を選択した配当所得がある
- ・令和6年1月1日時点で、湖南省に住民票がない
- ・1回目の住宅借入金等特別控除を受ける

申告には収入が分かる書類や控除証明書などの書類が必要です。事業(営業・農業)や不動産所得の申告は、必ず事前に収支内訳書を作成してください。

源泉徴収などで、すでに納めている所得税額より確定申告書で計算した所得税額が少ない場合の還付申告については、1月から税務署ですることが出来ます(予約制)。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

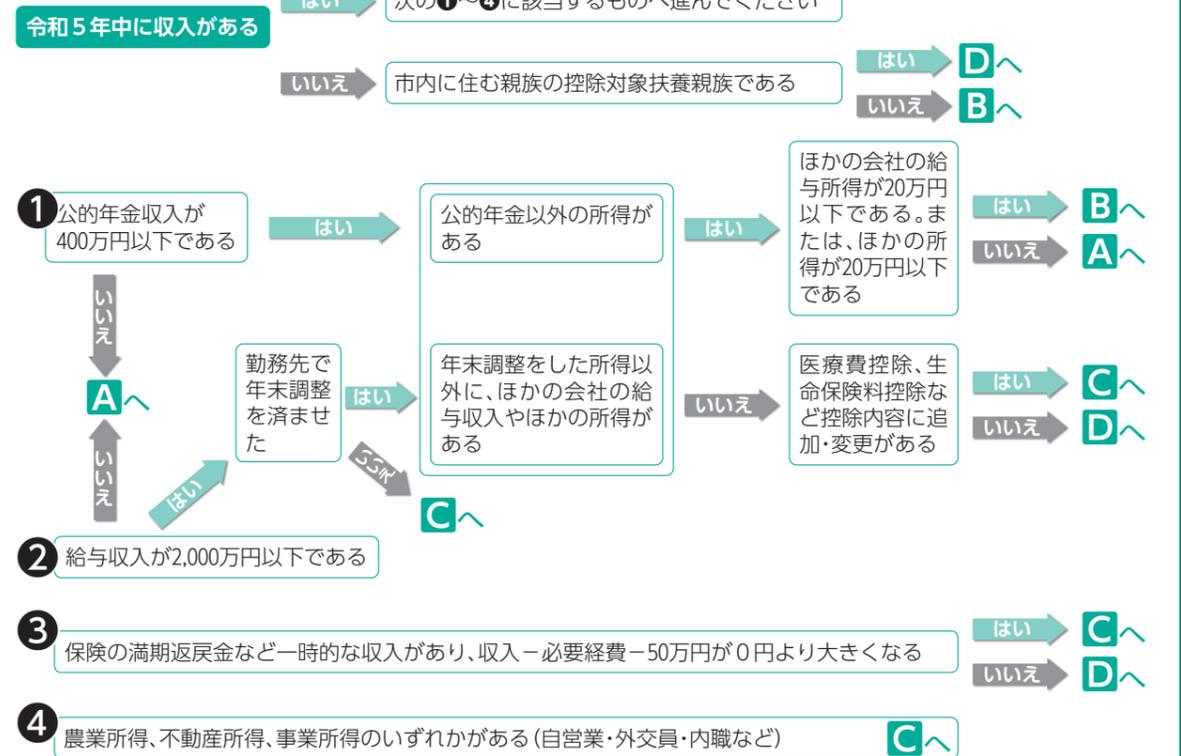


国税庁ホームページ

あなたは確定申告が必要?不要?

※あくまで大まかな判定ですので、ケースによっては申告の要否が変わることがあります。

スタート!



- A** 所得税の確定申告が必要です
- B** 市・県民税(住民税)の申告が必要です(所得税の確定申告は不要です)
- C** 所得税または市・県民税(住民税)の申告が必要です(内容や金額により申告の種類が異なります)
- D** 申告の必要がありません

- 昨年1年間、無収入の人でも市・県民税(住民税)の申告が必要な場合があります。
- ・申告をしなければ、所得証明書や非課税証明書など一部税証明が発行できない場合があります。
- ・非課税収入(遺族年金・障害者年金など)や預貯金などで生計を立てていた人は、住民税申告をしなければ国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減対象になりません。

年金受給者の皆さんへ 源泉徴収票が送付されます

☎ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165

※050で始まる電話からはTEL03-6700-1165

草津年金事務所 お客様相談室

TEL077-567-2220 FAX077-562-9638

日本年金機構では、老齢年金受給者へ「令和5年分の公的年金等の源泉徴収票」を送付します。確定申告の際に必要なので、大切に保管してください。

※障害年金や遺族年金は課税対象ではないので、源泉徴収票は送付されません。

おむつ代は医療費控除として 申告できます

☎高齢福祉課(保健センター) TEL71-2356 FAX72-1481

介護保険要介護認定を受けている人はおむつ代を医療費控除として申告することができます。初回は医療機関が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降は市が発行する「おむつ代の医療費控除にかかる確認書」で申告することができます。

確認書が必要な人は交付申請書を☎に提出してください。後日確認書を交付します。

ただし、介護保険認定時の「主治医意見書」で所定の要件を満たしていない場合は確認書を交付できません。

寝たきりや認知症などの高齢者が 障害者控除の対象になります

☎高齢福祉課(保健センター) TEL71-2356 FAX72-1481

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、認定基準に該当する人は、認定書の交付を受けることができます。認定書を申告時に提示すると所得税や市県民税の障害者控除が受けられます。

認定書に有効期限はありませんが、認定書の原本をなくしたときや、認定時に比べ認知症や寝たきりの程度が変わったと思われるときは相談してください。

■申請方法 申請書を☎へ

■認定基準(次のいずれかに当てはまる人)

	日常生活自立度 (介護保険認定調査票)		身体障がいの程度 (指定医の診断書)
	障がい高齢者	認知症 高齢者	
特別 障害者 控除	BまたはC (寝たきり状態が 6か月以上)	Ⅳ または M	身体 (1級・2級)
障害者 控除	—	Ⅱ または Ⅲ	身体 (3級～6級)

自宅からスマートフォンで 確定申告しませんか？

☎水口税務署 TEL62-0317(直通)

例年、確定申告会場にお越しの人も、今回はスマートフォン申告をお試しください。

■次の内容もスマートフォンから申告できます

①医療費、寄附金、住宅ローンなどの各種控除
→専用画面で簡単入力！

②青色申告決算書・収支内訳書の作成や、消費税の申告も対応

■スマートフォン申告に必要なもの(①と②のどちらかが必要)

①マイナンバーカード(対応スマートフォンのみ)

②税務署発行のID・パスワード

※ID・パスワード方式は暫定的な方法です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。申告書の作成・送信は国税庁のホームページから

国税に関するご質問・ご相談について

①チャットボット(ふたば)に質問する



②タックスアンサーを利用する



「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関すること

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク TEL0570-01-5901

国税庁ホームページで解決しない場合

国税相談専用ダイヤル TEL0570-00-5901



国税庁確定申告等作成コーナー